

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

江迎町「水澄むふるさと」清流再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県北松浦郡江迎町

3. 地域再生計画の区域

長崎県北松浦郡江迎町の全域

4. 地域再生計画の目標

江迎町は長崎県の北部に位置し、佐世保市と平戸市とを結ぶ観光ルートの中間にあり、福岡市からは九州自動車道と西九州自動車道を利用して自動車です約2時間の距離にある。面積32.07km²のうち約80%を森林が占め、東西に貫流する江迎川を中心に稲作を主体とする農村地域を形成し、下流域においては、地元産の酒米と天然水を使用した清酒、イノシシ肉、黒大豆等の農産加工品を産出している。

昭和30年代の炭坑最盛期には18,032人を有する県北部最大の炭坑市街地を形成したが、石炭産業の衰退とともに人口流出が進行し、炭坑閉山後の昭和45年には過疎地域の指定を受け、平成17年3月31日現在は6,123人と最盛期の3分の1まで減少している。しかしながら、国・県の行政機関や企業の支店、工場等がかつてから集中していたため、比較的高度な都市機能を有したまま現在に至っている。また、地勢の中核を成す江迎川水系では、無病息災を祈願する「水かけ地蔵まつり」が毎年8月に行われ、木彫りの地蔵みこしと子ども達を主役に約500年間にわたって住民と見物客の交流の場となっているが、このまつりでは、川の中で地蔵みこしと子ども達が川の水をかけ合ったり、地蔵みこしを担ぎ歩く子ども達に沿道の見物客らが水を掛けるなど、清流のまち、水に親しむことのできるまちとしてイメージアップの役割を果たしている。

ところが、急峻な山地に囲まれた本町は河川の流下速度が速く、生活雑排水や工場排水等の汚水が河川の浄化機能によって浄化されにくい特徴を有していること

から、それらの汚水が集中する河川下流域においては慢性的に水質が悪化し、江迎湾における過去3年間のCODは平均3.6と環境基準値のCOD2.0を大きく上回っている状況である。

このようなことから、公共用水域の水質改善を急務として、「快適なくらしと自然を愛するまち」をスローガンに、住民参加による河川清掃や水源の森への植林、親水性のある河川整備、港湾部の底質改善を目的とする港湾海域環境創造事業を実施するなど、水に親しみを持つことのできるまちづくりに取り組んでいる。さらにこの取り組みを推進するため、平成9年度から中心市街地で公共下水道事業を、平成12年度から下水道計画区域外で浄化槽設置整備事業を展開しており、平成16年度末の汚水処理人口普及率は50%（公共下水道33%＋浄化槽17%）にまで達したものの依然低迷している状況である。このため、汚水処理施設の整備をさらに促進し江迎川の清流を再生することで、自然と調和のあるまち、衛生害虫や不快な臭いがないまち、おいしい水道水が飲めるまちとして定住人口を呼び込み、さらに伝統行事の「水かけ地蔵まつり」を媒体に水に親しめるまちとしてのイメージアップを図り、交流人口を増大させることによって、過疎地域の再生を目指すものとする。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進

（汚水処理人口普及率を50%から80%へ向上）

（目標2）水質改善による清流の再生

（江迎湾のCODを3.6から2.0以下へ改善）

（目標3）水環境の改善による人口の定着

（人口6千人台を維持）

（目標4）イメージアップによる交流人口の増大

（水かけ地蔵まつりの観光客を6万人から6.5万人へ増加）

5 . 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

公共下水道事業については、平成9年度に下水道法に定める事業計画の認可を取得し、平成15年度末に一部供用を開始している。現在は、全体計画159ha(4,700人)のうち104ha(3,140人)について事業認可を受けており、平成28年度末の全体計画完了を目指している。

浄化槽設置整備事業(個人設置型)については、公共下水道事業認可区域外を事業区域として平成12年度に事業着手し、年間20基程度を整備している。

この2つの事業について汚水処理施設整備交付金を活用することにより、事業間の予算流用が可能となり、事業連携による町全域の一体的な整備が期待される。

また関連事業として、河川上流域の浄化槽整備を促進するため、設置費用の上乗せ補助を行うほか、住民参加型の河川清掃や水源の森への植林、汚濁負荷低減の啓蒙事業、親水性のある河川整備、港湾部の底質改善事業を行っている。

(5-2) 法第4章特別措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

いずれも江迎町

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 江迎町中尾地区、小川内団地地区、赤坂地区、志戸氏地区、東の木地区、平野地区、丸尾地区、猪調地区
- ・浄化槽(個人設置型) 公共下水道事業認可区域外の地区

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 17 年度～21 年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度～21 年度

[事業量]

- ・ 公共下水道 150 mm～ 300 mm 14 km
- ・ 浄化槽（個人設置型） 5 人槽：40 基、7 人槽：45 基、10 人槽：15 基

[各施設による新規の処理人口]

- ・ 公共下水道 1, 200 人
- ・ 浄化槽 665 人

[事業費]

- ・ 公共下水道 1, 576, 500 千円
 - （うち、単独 176, 500 千円）
 - （うち、国費 700, 000 千円）
- ・ 浄化槽 73, 500 千円（町の上乗せ補助を含む）
 - （うち、国費 13, 480 千円）
- ・ 合計 1, 650, 000 千円
 - （うち、単独 176, 500 千円）
 - （うち、国費 713, 480 千円）

(5-3) その他の事業（支援措置によらない独自の取組）

関連事業として、飲料水等の水源となる河川上流域の浄化槽整備促進を目的に、公共下水道計画区域外の浄化槽設置について町独自の上乗せ補助を行うとともに、家庭から排出される汚濁負荷を低減させるための啓蒙事業として、住民参加による河川清掃や水源の森への植林を実施するほか、親水性のある河川整備や、港湾部の底質改善事業を行っている。

その他、支援措置に関連する町おこし事業として、「水かけ地蔵まつり」への参加・見物呼び込むことを目的に、日本一の灯籠タワー飾りやよさこいダンスバトル大会を開催し、観光客と地域住民との交流を活性化させることに取り組んでいる。

6．計画期間

平成 17 年度～21 年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画完了時に、4 に掲げた目標について達成状況を調査し公表するとともに、必要に応じて計画内容を再評価し、次期の事業計画に反映させる。

また、整備した汚水処理施設の維持管理が適正に行われていることについて、水質検査により評価を行い、必要に応じて施設管理者に対して適切な措置を講じるよう指導する。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

(添付資料)

付録 1

- ・ 付 1 - 1 地域再生計画に含まれる行政区域を示した図面
- ・ 付 1 - 2 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図

付録 2

- ・ 付 2 - 1 地域再生計画工程表
- ・ 付 2 - 2 工程表の説明文

付録 3

- ・ 付 3 - 1 地域再生計画の全体像を示すイメージ図